

みずほ政策インサイト

2008 年 5 月 12 日発行

日 ASEAN 包括的経済連携協定(AJCEP)

～その概要と二国間 EPA との比較～

みずほフィナンシャルグループは
「お客さまのより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナー」
をめざします。

Channel to Discovery

本誌に関するお問い合わせは
みずほ総合研究所株式会社 調査本部 菅原 淳一
junichi.sugawara@mizuho-ri.co.jp
電話 (03) 3591-1327 まで。

本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、法務・貿易・投資等の助言やコンサルティング等を目的とするものではありません。また、本資料は、当社が信頼できると判断した各種資料・データ等に基づき作成されておりますが、その正確性・確実性を保証するものではありません。利用者が、個人の財産や事業に影響を及ぼす可能性のある何らかの決定や行動をとる際には、利用者ご自身の責任においてご判断ください。

要 旨

1. 2008年4月14日、交渉開始より約3年を経て、日ASEAN包括的経済連携協定(AJCEP)の署名が完了した。AJCEPは、日本にとって初めて地域グループを相手とする複数国間経済連携協定(EPA)であり、これまで進めてきたASEAN各国との二国間EPAを補完するものになるとともに、両者の経済関係緊密化の重要な画期となるものである。AJCEPにより、日ASEAN間及びASEAN域内の貿易がより円滑になるだけでなく、日本及びASEAN域内10か国の市場を一体として捉え、ASEAN各国に展開している日本企業の生産拠点と日本国内の生産拠点で構築されている生産ネットワークを再編し、最適な域内分業体制を構築するための基盤が整備されたと言える。この意味で、AJCEPの日本企業の事業戦略への影響は大きく、早期発効が期待されるところである。
2. AJCEPの最大のメリットのひとつは「域内原産」が認められることにある。これにより、日本製部品を用いてASEAN諸国で生産された製品につき、ASEAN域内を流通する際に課せられる関税の減免が認められることが容易になる。これは、二国間EPAでは実現できなかったメリットである。
3. AJCEP発効後も、既存の日本とASEAN諸国の二国間EPAは引き続き効力を有し、AJCEPと並存することになる。両者では扱いが異なる品目もあるため、ASEAN域内の二国間EPA締結国に日本から輸出する際には、二国間EPAとAJCEPのどちらを利用する方が自社のビジネスにとって適切なのかをそれぞれの関税削減・撤廃スケジュールや原産地規則などを比較し、検討する必要がある。
4. また、日本から輸入した製品をASEAN域内(X国)で加工して域内第三国(Y国)に輸出する場合には、日本-X国間のみならず、X国-Y国間の関税についても考慮し、全体として二国間EPAとAJCEPのどちらを利用するかを検討しなければならない。原産地証明書の発給手続・コストなども含めて検討すると、日本-X国間では二国間EPAの特恵税率の方が低くても、全体としてはAJCEPを用いる方が有利となるケースも想定される。
5. 今後AJCEPの発効に向け、各締約国が議会承認などの国内手続を進めるとともに、協定の運用面・手続面の詳細を詰めていくことになるが、実際に日本企業がどの程度AJCEPを活用できるかはこの具体的な運用・手続のあり方にかかっている。AJCEPの使い勝手そのものがよいものになることは当然であるが、二国間EPAとの関係についても両者を円滑に併用できる運用・手続となることが強く望まれる。

(政策調査部 菅原淳一)

目 次

はじめに.....	1
1. AJCEPの概要.....	2
(1) 協定の構成とその概要	2
(2) モノの貿易	3
(3) その他の章	7
2. 二国間EPAとの関係（タイの事例）	9
(1) 日本－タイEPAの概要	9
(2) 日本からタイへ輸出する際の関税率.....	9
(3) 日タイEPAとAJCEPにおけるEPA特惠税率の比較.....	10
(4) 日本製部品を用いてタイで加工した製品をASEAN域内各国に輸出する場合	12
(5) 日タイEPAとAJCEPの譲許表比較.....	13
(6) 原産地規則	15
おわりに.....	16

はじめに

2008年4月14日、交渉開始より約3年を経て、日ASEAN包括的経済連携協定(AJCEP)の署名が完了した。AJCEPは、日本にとって初めて地域グループを相手とする複数国間経済連携協定(EPA)であり、これまで進めてきたASEAN各国との二国間EPAを補完するものになるとともに、両者の経済関係緊密化の重要な画期となるものである。

日本にとってASEANは、中国・米国に次ぎ、EUと並ぶ貿易相手であり、日本企業が多く進出する重要な投資先である。また、ASEANは5億超の人口を有し、今後も世界の成長センターとしての役割を果たしていくことが期待されている地域でもある。AJCEPは、そのASEANと日本が経済関係をさらに緊密化し、シームレスな市場を構築する試みの基盤となるものであり、これまで市場主導で進んできた日本とASEANの経済的統合を制度的に保証するものである。さらに、近年ASEANは域外国との自由貿易協定(FTA)締結を進めており、すでに中国、韓国とはモノの貿易については発効している。また、現在豪州・ニュージーランドやインドなどとの交渉を進めている。AJCEPの締結は、こうしたASEANをハブとするFTA締結の動きに日本も追いつくことができたことも意味する。

今後は、各国の国内手続を経て、早期に発効することが期待されるAJCEPであるが、日本にとって初めての複数国間EPAであることもあり、日本企業が実際にどのように活用すべきかについては十分に検討する必要がある。特に、すでに二国間EPAを締結しているASEAN各国との貿易においては、AJCEPと二国間EPAのどちらを活用すべきかは、扱う製品や事業戦略によって異なってくる。発効前のため、運用・手続等については明らかな点も少なくないが、本稿では、AJCEPの内容を概観するとともに、ASEAN諸国の中で日本からの輸出額が最大であり、二国間EPAがすでに発効している日本-タイEPAを例に、AJCEPと二国間EPAの関係を検討したい。

1. AJCEP の概要

(1) 協定の構成とその概要

「包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定」（日ASEAN包括的経済連携協定、以後AJCEP）は、2005 年 4 月に交渉が開始され、2007 年 11 月に交渉妥結、2008 年 4 月 14 日に各国持ち回りによる署名が完了した。今後日本を含む各国は協定発効のための国内手続に入るが、協定では、日本と、ASEAN諸国のうち少なくとも 1 か国が国内手続を終えた旨の「通告を行った日の属する月の後二番目の月の初日」に発効すると規定されている（第 79 条）。日本の国会承認・通告は必須要件であるが、ASEAN 側は 1 か国でも国内手続を完了して通告すれば協定は発効する。ただし、協定の効力は当該通告を行った国の間でしか発生しない¹。

協定は、前文と全 10 章 80 条及び 5 つの附属書で構成されている。各章表題を図表 1 に示したが、「本協定は物品貿易、サービス貿易、投資及び経済協力といった分野を含む包括的なもの」²となっている。日本がこれまでに締結した二国間EPAと比べると、AJCEP には自然人の移動や知的財産、政府調達、競争、ビジネス環境整備といった章はないが、「経済的協力」には、ビジネス環境、知的財産、競争政策などが含まれている。

図表 1：AJCEP の構成



（資料）「包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定」よりみずほ総合研究所作成

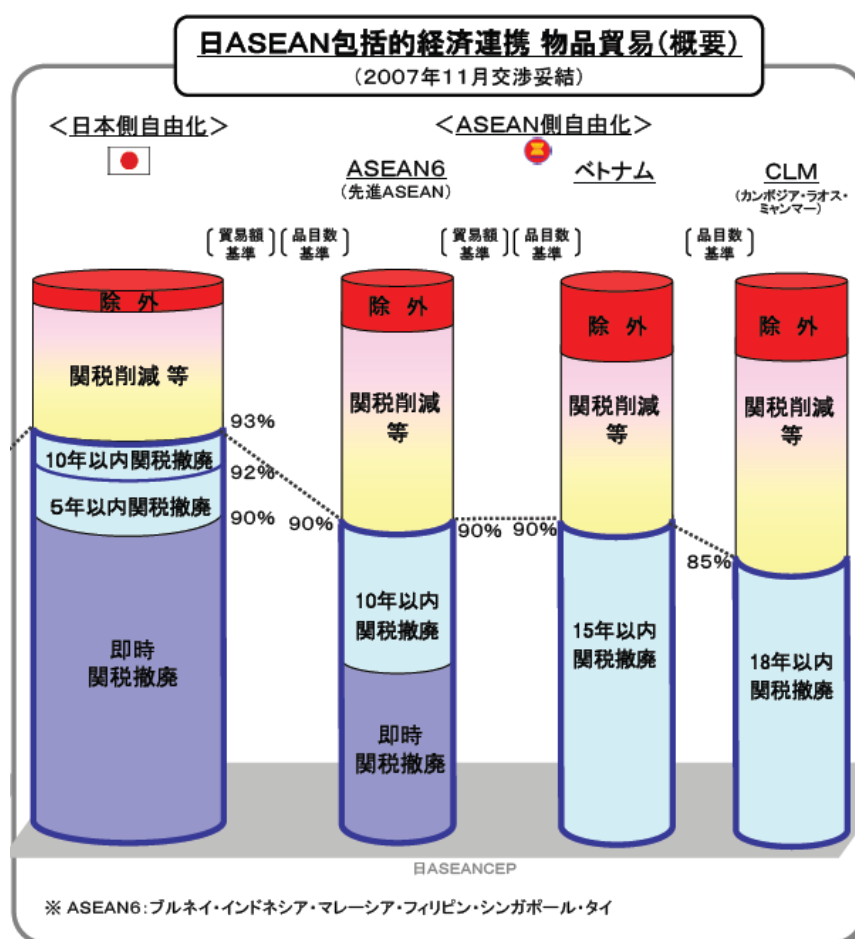
¹ 日本より前に通告を行ったASEAN諸国と日本の間では、日本が「通告を行った日の属する月の後二番目の月の初日」に効力が発生する。したがって、日本が最後の通告国にならない限り、協定は発効の後、日本が通告を行った後に通告を行うASEAN諸国との間で順次効力を発生することとなる。

² 外務省「日ASEAN包括的経済連携協定の署名完了について（仮訳）http://www.mofa.go.jp/mofai/gaiko/fta/j_asean/press_0804.html」

AJCEPの意義は、日本とASEAN各国間の二国間EPAという線を、日本とASEAN10 各国全体の面へと発展させることにある。これまで日本は、ASEAN10 各国のうち、シンガポール、マレーシア、タイとすでにEPA（経済連携協定）を締結し、発効させている。加えて、フィリピン、ブルネイ、インドネシアとは署名を終え、現在批准・発効を待つ状態にある。また、ベトナムとは2007年1月より交渉が行われている。これらの二国間EPAに加えてAJCEPを締結する意味は、経済統合を進めて市場の一体化（シームレス化）を図るASEAN（ASEAN自由貿易地域：AFTA）全体とのEPAを締結することにより、その恩恵を日本も蒙ることができるようにするというにある。端的に言えば、モノの貿易においては、日本がAFTAに加わるのに準じた効果が得られることになる³。これは、ASEAN域内で分業体制を構築している日本企業にとって、その事業戦略を見直す契機ともなる。

(2) モノの貿易

図表 2：AJCEPにおける関税撤廃の枠組み（モダリティ）



(資料) 経済産業省通商政策局経済連携課 (2007) 4頁より抜粋

³ 関税削減・撤廃の対象品目や削減の幅・スケジュールなどはAFTAとAJCEPで異なっているが、AJCEPにより、日ASEAN間貿易に加え、日本製品のASEAN域内における貿易がより円滑になる（後述）。

AJCEP締結交渉において、モノの貿易に関しては、各国の関税撤廃の枠組み（モダリティ）がまず決められ、それに基づいて各国が自由化提案（オファー）を提示するという方式がとられた。このモダリティによれば、日本はASEAN諸国からの輸入（金額ベース）のうち、90%について協定発効時に関税を即時撤廃し、協定発効後 10 年以内に 93%について関税を撤廃することとなっている。また、ASEAN諸国側は、ASEAN6（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）は、日本からの輸入のうち、金額ベース、品目ベース（HS6 桁）とも 90%につき協定発効後 10 年以内に関税撤廃、ベトナムは品目ベースで 90%につき 15 年以内に、CLM（カンボジア、ラオス、ミャンマー）は同 85%につき 18 年以内に関税を撤廃することとされている（図表 2）。

AJCEP の最大のメリットのひとつは「域内原産」が認められることにある。これにより、日本製部品を用いて ASEAN 諸国で生産された製品につき、ASEAN 域内を流通する際に課せられる関税の減免が認められることが容易になる。

これまで日本が締結してきたASEAN各国との二国間EPAでは、日本から当該ASEAN各国（例：タイ）に日本原産の製品を輸出する際にはEPAの特恵税率が適用される。しかし、その製品が相手国（タイ）内で加工され、他のASEAN諸国（例：マレーシア）に輸出される場合には、たとえ当該国（マレーシア）と日本の間でEPAが結ばれていたとしても、その効力はこの場合（タイからマレーシアへの輸出時）には及ばず、通常に関税が課せられることになる。AJCEPがない状態でこの場合に関税減免の恩恵を受けるためには、タイ国内で十分な加工が行われ、AFTAの原産地規則⁴が満たされなければならないが、日本製部品が高付加価値品である場合、これは容易ではない。しかし、AJCEPにより域内原産が認められれば、この場合にもAJCEPによる特恵税率が適用され、日本製高付加価値部品を用いてASEAN各国で生産された製品のASEAN域内流通時の関税が減免されることが容易になる⁵。これにより、ASEAN域内における日本製部品の競争力が向上するとともに、日本製部品を用いてASEAN域内で生産された製品の域外市場での競争力の向上や、ASEAN諸国に進出している日本企業による日本国内拠点とASEAN域内拠点の双方を視野に入れたより効率的な分業体制の構築が可能となる。

このように、AJCEP においては、その原産地規則により「域内原産」という考え方が認められたことが重要な意味を持っているのだが、その仕組みは以下の通りになっている。

モノの貿易において関税撤廃などの EPA の恩恵を享受するには、その製品が EPA 締約国である輸出国の原産品であることを証明しなければならない。そうでなければ、第三国原産の製品が EPA 締約国を経由して他方の EPA 締約国に EPA 特恵税率で輸出されること（迂回輸出）が可能となってしまう。そこで、EPA には必ず EPA 締約国の原産品と見なされる要件を定めた原産地規則が含まれている。

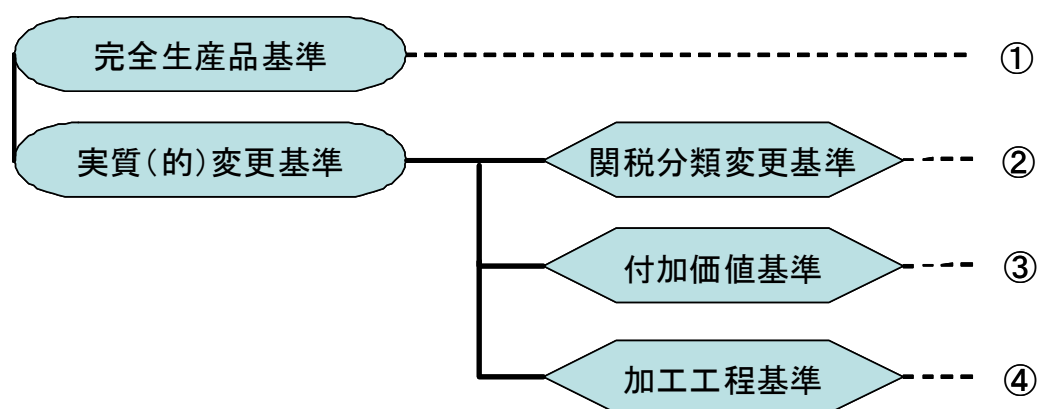
EPA 特恵原産地規則は、大きく完全生産品基準（完全取得基準）（①）と実質（的）変更

⁴ 通常は、付加価値基準で原産資格割合が 40%（後述）。

⁵ 日本製パネルを組み込んでASEAN域内で製造された薄型テレビがこの代表例として挙げられることが多い。

基準の 2 つに分けられる。完全生産品基準とは、その生産に 1 か国しか関与していない場合に当該国を原産国とみなすというものであり、主に農産物や鉱物資源などに適用される。他方、工業製品などは一部部品を輸入するなど、その生産に 2 か国以上が関与することが多いため、通常原産国の判定には実質（的）変更基準が用いられる。実質（的）変更基準は、生産工程において重要な変更（加工）がどの国で行われたかを判断するための基準であり、輸入原料・部品と完成品の関税分類番号が異なっていることを原産国認定の要件とする関税分類変更基準（関税番号変更基準）(②)、製品の製造・加工工程において加えられた付加価値の比率によって原産国を判定する付加価値基準 (③)、特定の製造・加工作業が行われた国を原産国とする加工工程基準 (④) の 3 つに分けられる。AJCEP でも、これらの基準が用いられている。

図表 3：原産地規則



(資料) 財務省関税局「地域貿易協定における関税制度上の主要論点」(2001年8月10日開催関税・外国為替等審議会関税分科会企画部会資料) などにより作成

この原産地規則に基づき、製品が EPA 締約国原産であるかが判別される（原産品判定）のだが、その際に、他の EPA 締約国原産の材料も自国産の材料と見なして原産品判定を行ってよい（累積）という規定がある。例えば、付加価値基準で原産資格割合（原産品と認められるための付加価値の割合）が 40%とすると、ある製品の総価額に占める割合が、輸出国である締約国 A 原産の部品は 30%、他の締約国 B 原産の部品は 15%である場合、A 国原産部品価額が総価額に占める割合は基準である 40%に満たないため、この製品には A 国－B 国間 EPA の特惠税率は適用されない。しかし、累積が認められれば、締約国 B 原産部品の 15%を加えることができるため、総価額に占める割合は 45%（＝30%＋15%）となって基準を超えるため、この製品は EPA 特惠税率の適用を受けることが可能となる。よって、累積が認められることにより、EPA 特惠税率の適用を受けることがより容易になる。

AJCEPの域内原産とは、この累積をAJCEP締約 11 か国全体で行うことを認めたものである。例えば、日本製部品（付加価値 30%）を用いてタイ国内で生産された製品がマレーシアに輸出される場合、AJCEPがなければ、タイを含むASEAN原産割合（20%）がAFTA

図表 4：AJCEP の原産地規則（域内原産）のイメージ



AJCEP において原産品と認められるのは、①完全生産品基準（WO）を満たすもの（第 24 条及び第 25 条）、②付加価値基準による域内原産割合（RVC）が 40%以上で生産の最終工程が輸出国たる締約国で行われたもの、③関税分類変更基準（CTC）で HS 番号の 4 桁水準での変更が輸出国たる締約国で行われたもの（「項」の変更：CTH）（以上、第 24 条及び第 26 条 1）のいずれかを満たしていることが原則であるが、品目別規則（附属書二）が規定されている製品についてはこれによる。品目別規則は 11 か国共通の規則となっている。

品目別規則は、例えば、鉄鋼・鉄鋼製品（HS72 類・73 類）では、多くの品目で RVC40% のみが認められているが、一部品目では RVC40% または CTC の 2 桁水準（「類」の変更：CC）⁶ の選択制となっている⁷。一般機械（HS84 類）では、大半の品目で原則が適用されるが、エンジンや一部自動車部品で RVC40% のみとなっている。電気・電子機器（HS85 類）もほとんどの品目に原則が適用されるが、カラーテレビ（HS852812）だけは RVC40% のみとなっている。輸送機械（HS87 類）では、大半が RVC40% のみとなっており、一部品目に原則が適用される⁸。

（3）その他の章

AJCEP は「包括的なもの」とされてはいるが、現時点ではそれは形だけに留まっている。図表 1 に示したように、AJCEP にはサービス貿易及び投資に関する章が設けられている。しかし、これら両章に関しては、協定発効後 1 年以内にそれぞれ小委員会を設置し、同委員会において「引き続き討議し、及び交渉する」（第 50 条 2、第 51 条 2）と規定されているのみであり、協定発効時点ではサービス貿易及び投資に関しては具体的な規定は存在しない。

衛生植物検疫措置（第 4 章）、任意規格、強制規格及び適合性評価手続（第 5 章）に関しては、基本的に WTO 協定上の権利・義務を再確認する規定となっている（第 39 条、第 45 条）が、各章規定の実施及び運用などについて調整や協議を行うために小委員会を設置することが定められている（第 40 条、第 48 条）。

CLM も含む AJCEP においては、経済的協力はこれまで日本が結んできた EPA においてよりも重要な要素である。協定では、①貿易に関連する手続、②ビジネス環境、③知的財産、④エネルギー、⑤情報通信技術、⑥人材養成、⑦中小企業、⑧観光及び接客、⑨運輸及び物流管理、⑩農業、漁業及び林業、⑪環境、⑫競争政策、⑬全締約国が相互に合意するその他の分野、の 13 分野が掲げられている。これらのうち、③知的財産と⑩農業、漁業及び林業には、「経済的協力のための事業計画」（附属書五）が付されている。

第 9 章「紛争解決」には、WTO 協定における紛争解決手続と同様の規定が置かれている。ただし、AJCEP では、衛生植物検疫措置（第 4 章）、任意規格、強制規格及び適合性評価

⁶ HS 分類は、桁数が小さいほど大きな分類となるため、桁数の小さな水準での変更が求められるということは、それだけ加工度が高くなければならないことを意味している。したがって、例えば、HS2 桁水準の変更（「類」の変更）と 4 桁水準の変更（「項」の変更）では、通常前者の方が満たすことが難しくなる。

⁷ HS730890 のみ、RVC40% または CTH となっている。

⁸ なお、AJCEP では、品目別規則（附属書二）や譲許表（附属書一）では HS2002 が用いられている。

手続（第 5 章）、経済的協力（第 8 章）に関しては、紛争解決規定は適用されない旨が規定されている（第 42 条、第 49 条、第 58 条）。上述のように、サービス貿易及び投資に関しては協定発効時点では実質的な規定は置かれていないので、この紛争解決規定が適用されるのは事実上モノの貿易に関してのみとなる。締約国の措置が、WTO 協定と AJCEP の双方に違反している場合、他の締約国は WTO、AJCEP いずれの紛争解決手続にも申し立てることができる。ただし、実質的に同一の事案に関しては、WTO で紛争解決委員会（パネル）の設置を要請した場合、または、AJCEP で仲裁裁判所の設置を要請した場合は、他方の紛争解決手続を利用することはできない旨規定されている（第 60 条 3－5）。

2. 二国間 EPA との関係（タイの事例）

AJCEP発効後も、既存の日本とASEAN諸国の二国間EPAは引き続き効力を有し、AJCEPと並存することになる。両者の取り決めが完全に一致していれば、日本から二国間EPA締結国に輸出する際には、ASEAN域内第三国への輸出可能性を考慮して、AJCEPを利用するのが得策である。しかし、実際には、二国間EPAとAJCEPでは関税削減のスケジュールなどが異なる品目があり、二国間EPAの方が有利になるケースがある。したがって、ASEAN域内の二国間EPA締結国に日本から輸出する際には、二国間EPAとAJCEPのどちらを利用する方が自社のビジネスにとって適切なのかをそれぞれの関税削減・撤廃スケジュールや原産地規則などを比較し、検討する必要がある。以下では、日本から製品を輸出するケースを想定し、ASEAN諸国の中で日本からの輸出額が最大であり、二国間EPAがすでに発効している日本－タイEPAを例にAJCEPと比較し、AJCEPと二国間EPAの関係を見る際の留意点などを検討したい^{9/10}。

（1）日本－タイ EPA の概要

財務省資料によれば、日タイEPAにより、日本の対タイ輸入の無税割合（金額ベース）は、EPA発効前の約 80%から発効後 10 年以内に約 92%に拡大する。他方、タイの対日輸入では、同約 17%から約 97%に拡大する。往復の貿易額で見れば、協定発効後 10 年以内の自由化率は約 95%となる〔財務省関税局経済連携室（2007）〕。鉱工業品に限れば、日本側はほぼ 100%、タイ側は約 97%で協定発効後 10 年以内の関税撤廃を約束している¹¹〔経済産業省（2007）〕。

タイ側はたばこ類（HS24 類全品目）と生糸（HS500200）のみを関税削減・撤廃の対象とならない除外品目としたが、この他に乗用車（HS8703）の一部が再協議品目となっている。その他の品目では何らかの関税引き下げが行われるが、一定水準までの削減に留まり、最終的にも関税が撤廃されない品目もある¹²。

（2）日本からタイへ輸出する際の関税率

日本からタイへの輸出を考える場合、品目ごとに①優遇関税率、②最恵国待遇（MFN）税率、③日タイEPA特惠税率、④AJCEP特惠税率のいずれを用いることが適切であるかを

⁹ ASEAN各国との二国間EPAでは、シンガポール及びマレーシアとのEPAがすでに発効している。このうちシンガポールに関しては、日本－シンガポールEPAでも、AJCEPでも、すべての品目につき協定発効時に関税の即時撤廃が規定されており、また、双方とも新たに関税が撤廃される品目が6品目（HS8 桁）しかないため、両者に大きな差異はない。

¹⁰ 以下では現時点で公表されている情報に基づき検討を行っているため、今後運用・手続等の詳細が定められる中で本稿での検討とは異なるケースも生じることも想定されることにご留意願いたい。また、詳細については、関係当局にご照会いただきたい。

¹¹ タイ商務省資料によれば、EPAにより関税が撤廃・削減、あるいは関税割当が供与されるのは、2006年のタイの対日輸入の99.49%（品目ベースで99.51%）、対日輸出で92.95%（同98.06%）となる。関税削減分や関税割当供与分を含めているため、タイ側の数値の方が大きくなっている。

¹² タイがWTO協定上約束している関税割当枠内における関税削減・撤廃を実施する品目や、日タイEPAで新たに関税割当枠を設定した品目もある。

検討しなければならない。最も利用が容易なのはMFN税率である。これは、WTO加盟国に等しく適用される関税率であり、その関税率の適用を受けるためにEPA特惠税率の適用を受ける際のような特別の手続を必要としない。したがって、MFN税率がすでにゼロである場合などには、これを利用すればよい。通常、EPA特惠税率（日タイEPA特惠税率・AJCEP特惠税率）はMFN税率よりも低く設定されているため、EPAの対象品目についてはEPA特惠税率の適用を受ける方が有利になる。ただし、日タイEPAでは、タイ側が日タイEPA締結交渉開始後にMFN税率を引き下げたため、一部品目ではEPA特惠税率よりもMFN税率の方が低い逆転現象が生じている¹³。この税率逆転が生じている品目は、2008年2月時点でタイの全関税品目数の4分の1にあたる約2000品目あるため、日タイEPAにおいて関税削減対象であっても、MFN税率の適用を受けた方が有利になるケースがあるので要注意である〔経済産業省通商政策局経済連携課（2008）〕。

また、タイ政府は、輸入に際して様々な関税の減免・還付制度を設けており、これを利用した場合の優遇関税率がMFN税率やEPA特惠税率よりも有利な場合は、所定の手続を踏んでこれを利用することも検討する必要がある。

（3）日タイEPAとAJCEPにおけるEPA特惠税率の比較

上記4種の関税率のうち、優遇関税率は製品・企業が一定要件を満たすかどうかによって適用・不適用が異なるため、一概に比較できない。また、協定署名時点では、AJCEPにおいてはMFN税率とEPA特惠税率の税率逆転は多くの品目で解消されているとみられる¹⁴。よって、関税削減対象品目については、多くの品目でAJCEP特惠税率がMFN税率よりも不利とはならないものと思われる。したがって、ここでは日本からタイへの主要輸出品目につき、日タイEPA特惠税率とAJCEP特惠税率を比較する。

日タイEPAは、協定発効時（2007年11月1日）に1回目の関税引き下げが実施され、以後は毎年4月1日に関税が引き下げられる。したがって、現在は2008年4月1日に2回目の関税引き下げが行われたところである。AJCEPも同様であり、発効時に1回目の関税引き下げが実施され、以後毎年4月1日に関税が引き下げられる。したがって、AJCEPが日タイ間で仮に2008年内に発効した場合、AJCEPの1年目の税率と日タイEPAの2年目の税率、2009年4月1日以降はAJCEPのn年目と日タイEPAの（n+1）年目の税率を比較すればよいことになる（図表5：例2）。

図表5は、日タイEPAとAJCEPの譲許表をそれぞれ1品目について抜粋し、比較したものである。例1として示した「印刷回路（HS853400）」については、日タイEPAでは基準税

¹³ 日本のEPAにおける関税削減は、ある時点（基準年）のMFN税率（基準税率・ベースレート）を基準として行われるため、基準年以降のMFN税率の引き下げはEPA特惠税率に反映されない。そのため、EPA特惠税率とMFN税率の税率逆転が生じることがある。この税率逆転は、MFN税率がゼロとなった場合のように、EPAにより関税が撤廃されるまで続くものもあれば、一時的な逆転に留まり、その後はEPA特惠税率の方が低くなるものもある。

¹⁴ 日タイEPAとAJCEPでは関税削減の出発点となる基準税率が異なっており、AJCEPではタイ側の日タイEPA締結交渉開始後のMFN税率引き下げよりも後に基準年を設定し、税率逆転を解消したものと見られる。ただし、AJCEPの基準年以降にMFN税率が引き下げられた品目については税率逆転が生じうる。

率 10%を 3 年間（4 回）の定率削減で撤廃することとなっている。しかし、その後タイは当該品目のMFN税率をゼロに引き下げ、現在税率逆転が生じている。AJCEPではこれに対応し、協定発効時に即時撤廃することが約束されており、税率逆転は解消されている。そのため、この品目に関しては日タイEPAよりもAJCEPの適用を受ける方が有利になる。ただし、この品目に関してはMFN税率がすでにゼロであるため、日本からタイへの輸出のみを考えれば、EPA特惠税率の適用を受けるための手続が不要な分、AJCEPも用いずにMFN税率の適用を受けることが最も簡便で有利である。

図表 5：日タイ EPA と AJCEP の特惠税率比較（例）

日タイEPA										
Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5						
Tariff item number	Description of goods	Category	Note	Rate of customs duty						
				1st year	2nd year	3rd year	4th year	5th year	6th year	...
8534.00	Printed circuits	B		7.5%	5%	2.5%	0	0	0	...

AJCEP				
Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff item number	Description of goods	Base Rate	Category	Note
8534.00	Printed circuits		A	

2007年11月1日(発効日)

2008年4月1日

2009年4月1日

区分B: 段階的撤廃

現在、MFN税率0%(税率逆転のケース)。AJCEPでは逆転解消

区分A: 発効時撤廃

例1

日タイEPA										
Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5						
Tariff item number	Description of goods	Category	Note	Rate of customs duty						
				1st year	2nd year	3rd year	4th year	5th year	6th year	...
8428.40	- Escalators and moving walkways	B		12.5%	10%	7.5%	5%	2.5%	0	...

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff item number	Description of goods	Base Rate	Category	Note
8428.40	- Escalators and moving walkways	10%	B5	

2008年4月1日

発効日(2008年)

2009年4月1日

2012年4月1日

8.33%

6.67%

5%

3.33%

1.67%

0

区分B5: 5年間(6回)の定率削減により撤廃

2008年内に発効すると仮定すると

現在、MFN税率10%(税率逆転解消のケース)。

例2

(資料) 日タイEPA附属書1, AJCEP附属書1よりみずほ総合研究所作成

例 2 では、「エスカレーター及び移動式歩道 (HS842840)」を取り上げた。日タイ EPA では、基準税率 15%から 5 年間（6 回）の定率削減による関税撤廃が約束されている。この品目に関しても MFN 税率の引き下げがあり、現在 10%となっている。これを受け、AJCEP では、基準税率 10%から 5 年間（6 回）の定率削減による関税撤廃という約束にな

っている。日タイ EPA では、現在 2 度目の引き下げが行われ、関税率は 10% となり、MFN 税率と同率となっている。これにより、2008 年 3 月末まで生じていた税率逆転が解消した。仮に AJCEP が日タイ間で 2008 年に効力を生じた場合、同年中に 1 回目の関税引き下げが行われ、翌年以降は日タイ EPA 同様毎年 4 月 1 日に関税が引き下げられることになる。この場合、当該品目の関税率は、発効時に 8.33% となり、日タイ EPA 特惠税率及び MFN 税率よりも有利となる。AJCEP 特惠税率が有利な状況は 2010 年 3 月末日まで継続するが、2010 年 4 月 1 日には日タイ EPA 特惠税率と AJCEP 特惠税率が同率となり、翌年同日には日タイ EPA 特惠税率の方が AJCEP 特惠税率よりも低くなり逆転する。これは、当該品目については、日タイ EPA と AJCEP で関税撤廃までの年数（引き下げ回数）が同じ定率削減であり、基準税率が日タイ EPA の方が高いため、1 回の引き下げ幅が日タイ EPA の方が大きくなることにより生じる。

このように、日本からタイへの輸出のみを考えた場合、品目及び輸出時期によって日タイ EPA 特惠税率、AJCEP 特惠税率、MFN 税率のいずれを使うべきは異なってくる。また、上記の例はすべて AJCEP が日タイ間で 2008 年中に発効すると仮定したものであるので、発効年が 2009 年 4 月 1 日以降になれば、条件は異なってくる。日本側の輸出企業、あるいはタイ側の輸入企業は、優遇関税率の適用の可否も合わせ、これらの点を考慮してどれが最も自社にとって有利になるか、検討する必要がある¹⁵。

(4) 日本製部品を用いてタイで加工した製品を ASEAN 域内各国に輸出する場合

これまでは、日本からタイに輸出する場合のみを検討してきたが、日本から輸入した製品をタイ国内で加工して ASEAN 各国に輸出することが想定される場合は事情が異なる。それは、タイ－ASEAN 各国間の関税についても考慮しなければならないからである。

日本製部品 A を用いてタイで加工した完成品 B を ASEAN 域内の第三国 X に輸出するケースを考えると、X 国で輸入される際に課せられる関税率は、① MFN 税率、② AFTA 特惠税率、③ AJCEP 特惠税率のいずれかになる¹⁶。完成品 B のタイ国内での加工度が高い、あるいは、他の ASEAN 各国から輸入した部品が用いられているなどの場合、完成品 B が AFTA の原産地規則を満たせば、AFTA 特惠税率の適用を受けることができる。しかし、日本製部品 A が高付加価値品で、AFTA の原産地規則を満たせない場合などはこれまでは MFN 税率で輸出するしかなかった。AJCEP の発効により、この場合に AJCEP 特惠税率を受けられることになることが AJCEP の大きな意義であることはすでに述べた（図表 4 参照）。ここで問題となるのは、タイから ASEAN 域内の X 国への輸出が想定される場合には、その点も考慮した上で、日本からタイへの輸出についても考えなければならないということである。

タイから X 国に輸出する際に MFN 税率あるいは AFTA 特惠税率の適用を受ける場合には、日本からタイへの輸出に関しては日－タイ間で最も有利となる関税率を選択すればよい。

¹⁵ ここでは、日タイ EPA と AJCEP の原産地規則の相違は考慮していない。両方で原産地規則が異なる品目の場合には、どちらの原産地規則が満たしやすいかについての検討も必要となる。

¹⁶ タイと X 国間に AFTA 特惠税率以外の優遇関税率がある場合については、ここでは考慮していない。

しかし、タイからX国に輸出する際にAJCEP特惠税率の適用を受けることを考える場合には、日本からタイへの輸出の際にAJCEP特惠税率の適用を受けるか否かを検討しなければならない。例えば、日本製部品Aを日本からタイに輸出するに際して日タイEPA特惠税率の適用を受けた場合、部品Aを組み込んだ完成品BをタイからX国に輸出する際にAJCEP特惠税率の適用を受けるには、タイにおいて完成品BがAJCEPの原産地規則を満たしていることを証明し、原産地証明書の発給を受けなければならない。この際の手続に関しては現時点では明らかにされていない¹⁷。仮に、日タイEPA特惠税率の適用を受けた部品Aの原産性判定の手続が複雑でコストが高つくようなことになれば、日タイ間の関税率だけを考えれば日タイEPA特惠税率が有利であっても、X国への輸出までを考慮すれば日タイ間でもAJCEP特惠税率を利用した方が全体としては有利となることも考えられる。AJCEPにおける域内第三国輸出の際の手続も詳細は現時点では不明であるが、上記のケースでは、日タイ間でAJCEPを利用した方が日タイEPAを利用した時よりも円滑にX国に輸出できることが期待される¹⁸。したがって、今後明らかにされる手続の詳細を検討し、タイからX国への輸出までも考慮した上で、日本からタイへの輸出に際してAJCEP特惠税率を利用するか、それ以外の関税率の適用を受けるかを選択する必要がある。

(5) 日タイ EPA と AJCEP の譲許表比較

以上のことを踏まえた上で、日タイEPAとAJCEPの譲許表を比較してみよう。先述のように、日タイEPAにおいては、たばこ類（HS24 類全品目）と生糸（HS500200）のみが除外品目となっており、この他に乗用車（HS8703）の一部が再協議品目となっている。これに対し、AJCEPにおいては、たばこ類・生糸に加え、農水産物を含む少なくない品目が除外品目となっている。その中には、日タイEPAで再協議品目とされた乗用車に加え、エンジン・同部分品などが含まれている（図表 6）。

また、除外はされていないものの、最終的にも関税削減に留まり、撤廃には至らない品目（非撤廃品目）についてみると、AJCEPでは除外品目となったエンジン（HS840731-90）などが日タイEPAの非撤廃品目となっている（図表 7）¹⁹。順序から言えば、日タイEPAでは撤廃には至らずとも関税削減を約束した品目につき、AJCEPでは除外品目としたことになる。

¹⁷ 例えば、日タイEPAに基づき日本で発行された原産地証明書が、タイでAJCEPに基づく原産地証明書発給申請を行う際の原因判定資料として認められるかどうかなど、手続の詳細は現時点では不明である。

¹⁸ AJCEPの「運用上の証明手続」（附属書四）には、「輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体によって原産地証明書（以下この4において「最初の原産地証明書」という。）が発給された原産品が輸入締約国から他の締約国に輸出される場合において、当該輸入締約国における輸出者又は権限を与えられたその代理人が有効な最初の原産地証明書を提示して申請を行うときは、当該輸入締約国の権限のある政府当局又はその指定団体は、当該原産品のための新たな原産地証明書として、連続する原産地証明書を発給することができる。」との規定がある（第三規則 4(a)）。

¹⁹ 図表 7 の非撤廃品目には、一定の要件を満たしたものに関しては関税が撤廃される品目も含まれている（図表 7 注 2 及び注 3 参照）。これら品目に関しては、日本からの輸入品の多くがこの要件を満たすと考えられるため、関税撤廃品目として扱われている場合が多い。ここでは、譲許表における記載に従った。

図表 6：日タイ EPA と AJCEP の除外品目（例）

	日タイEPA	AJCEP	
除外品目	たばこ類 (HS24類) 生糸 (HS5002)	生魚 (HS0301) 魚肉 (HS0304) 生鮮切花 (HS060310) ココナッツ (HS080111-19) 茶 (HS0902) 米 (HS1006) 大豆油 (HS1507) ヤシ油 (HS1513) コーヒー調整品 (HS210111-12) 卵白 (HS350211-19) エンジン (HS840731-90) エンジン部分品 (HS840991-99) モーターサイクル〔250cc以下〕 (HS871110-20)	鯖 (HS030264) ミルク・クリーム (HS0401) 馬鈴薯 (HS0701) コーヒー (HS0901) 胡椒 (HS090411-12) 大豆 (HS1201) パーム油 (HS1511) 蔗糖 (HS1701) たばこ類 (HS24類) 生糸 (HS5002) ディーゼルエンジン (HS840820) 乗用車〔救急車等除く〕 (HS870321-33)
	<再協議品目> 乗用車 〔救急車・ジープ等除く〕 (HS870321-33)		

(資料) 日タイ EPA 附属書1, AJCEP 附属書1 よりみずほ総合研究所作成

図表 7：日タイ EPA と AJCEP の非撤廃品目（例）

	日タイEPA	AJCEP
非撤廃品目	エンジン (HS840731-90) *2 ディーゼルエンジン (HS840820) *2 エンジン部分品 (HS840991-99) *2 燃料用等ポンプ (HS841330) *2 伝導軸 (HS848310) *2 歯車 (HS848340) *2 スターター (HS851140) *2 その他エンジン関連発電機 (HS851150) *2 配電盤等 (HS8537) *2 配電盤等部分品 (HS8538、除く-90) *2 トラクター (HS8701、除くHS870130) 輸送用自動車[10-30人未満] (HS8702109/909) ジープ等[3000cc超] (HS8703242/332) 貨物自動車[5トン以上] (HS870422-23/32) 車台 (HS8706) 車体 (HS8707) 自動車部分品 (HS8708) *2 モーターサイクル等部分品 (HS8714、除く-20) 乳母車・同部分品 (HS8715) トレーラー[除く部分品] (HS8716)	燃料用等ポンプ (HS841330) *3 伝導軸 (HS848310) 歯車 (HS848340) スターター (HS851140) *3 その他エンジン関連発電機 (HS851150) *3 配電盤等 (HS8537、除く-90) *3 輸送用自動車[10-30人未満] (HS8702109/909) *4 貨物自動車[5トン以上] (HS870422-23/32) *4 車台 (HS8706) *5 車体 (HS8707) *5 自動車部分品 (HS8708) シートベルト (HS870821) *3 モーターサイクル等部分品 (HS8714、除く-20) サドル (HS871411) *5 乳母車・同部分品 (HS8715) *5 トレーラー (HS871610/40/80) *5 トレーラー (HS871620-39)
	*1 *2 *3 *4 *5	

(注1) 非撤廃品目のうち、日本からタイへの輸出金額が大きい一般機械 (HS84類)、電気・電子機器 (HS85類)、輸送機械 (HS87類) から一部を例示した。

(注2) タイ国内での完成品の組立のために輸入された製品等については、AFTA 完成 (ASEAN6 の IL 品目の関税撤廃完了) が 2010 年 3 月 31 日までの場合は協定発効後 6 年目または 8 年目に、それ以降の場合は AFTA 完成後 12 か月後または 36 か月後に関税が撤廃される。

(注3) タイ国内での完成品の組立のために輸入された製品等については、協定発効後基準税率が適用・維持され、11 年目に撤廃される。

(注4) 関税率は基準税率から 11 回の定率削減が行われ、20% まで引き下げられる。

(注5) 関税率は基準税率から 11 回の定率削減が行われ、10% まで引き下げられる。

(資料) 日タイ EPA 附属書1, AJCEP 附属書1 よりみずほ総合研究所作成

さらに、非撤廃品目の扱いを比較すると、日タイ EPA では、AFTA の完成が関税撤廃の条件とされ、タイ国内での完成品の組立のために輸入された製品等については、AFTA 完成後には日タイ EPA の下で関税が撤廃される品目がある。AJCEP においても、タイ国内で

の完成品の組立のために輸入された製品等に関する優遇措置が設けられている品目がある。ただし、これら品目では、協定発効時に基準税率が適用され、その後 10 年間関税率は基準税率に固定され、11 年目に撤廃されるとの約束になっており、AFTA 完成は条件となっていない。

その他の品目では、例えば、輸送用自動車（HS8702109/909）は、日タイ EPA・AJCEP とも基準税率 40%から 10 年間（11 回）の定率削減により、20%にまで削減されることになっている。したがって、発効が早かった日タイ EPA の方が AJCEP 発効後 10 年間は有利となる。このように、非撤廃品目では、日タイ EPA と AJCEP で基準税率、関税削減スケジュール、最終関税率が同じであるものが多くあり、発効時期の差で一定期間は日タイ EPA の方が有利となる品目が多く見られる。

一般には、ASEAN 各国との二国間 EPA と AJCEP では、二国間 EPA の方が有利となる品目が多いと見られる。ただし、二国間 EPA が先に発効した場合では税率逆転の解消を図った基準税率の引き下げの影響、AJCEP が先に発効した場合では発効時期の差による関税削減スケジュールの進捗度合の差から生じる影響等を考慮し、二国間 EPA と AJCEP のどちらを利用する方が有利になるかを判断する必要がある。

(6) 原産地規則

日タイ EPA と AJCEP の原産地規則に関しては、AJCEP では「域内原産」が認められるという大きな差異があるが、これ以外の点では原則部分に関しては大きな差異はない。いずれにおいても、完全生産品基準に加え、付加価値基準 40%または HS4 桁レベルの関税分類変更基準（CTH）の選択制が大原則となっている。しかし、品目別規則においては違いのある品目も見られるので要注意である。

例えば、一般機械（HS84 類）では、先述の例では、エンジン（HS840731-34,840820）や車載用エアコン（HS841520）については、日タイ EPA では付加価値基準 40%または CTH の選択制となっているが、AJCEP では付加価値基準 40%しか認められていない。電気・電子機器（HS85 類）では、カラーテレビ（HS852812）が同様の扱いとなっている。これらは最も単純な例であるが、品目によっては非原産材料の扱いなどがことになっているものもあり、注意して比較する必要がある。

おわりに

繰り返しになるが、AJCEP の最大の意義は、日 ASEAN 間及び ASEAN 域内の貿易をより円滑にするとともに、日本及び ASEAN 域内 10 か国の市場を一体として捉え、ASEAN 各国に展開している日本企業の生産拠点と日本国内の生産拠点で構築されている生産ネットワークを再編し、最適な域内分業体制を構築するための基盤を整備したことにある。この意味で、AJCEP の日本企業の事業戦略への影響は大きく、早期発効が期待される場所である。

今後発効に向け、各締約国が議会承認などの国内手続を進めるとともに、協定の運用面・手続面の詳細を詰めていくことになるが、実際に日本企業がどの程度 AJCEP を活用できるかはこの具体的な運用・手続のあり方にかかっている。これまでに発効している日本の EPA の活用に関するアンケート調査などでは、原産地証明書の取得に代表される運用・手続面での煩雑さやコストを問題視する回答が少なくない。既存の EPA に関しては、現在手続の簡素化などが図られている途上にあるが、AJCEP においてもこうした動きがさらに進められる必要がある。

特に、AJCEP は、日本にとって初めての複数国間 EPA であり、二国間 EPA と重層的な関係を構築することになる。そのため、AJCEP と二国間 EPA が運用・手続面でどのような関係に位置付けられるかについては未知の部分がある。AJCEP の使い勝手そのものがよいものになることは当然であるが、二国間 EPA との関係についても両者を円滑に併用できる運用・手続とならなければならない。そうでなければ、二国間 EPA と AJCEP を使い分けるために煩雑な手続や余計なコストが生じることにもなりかねない。二国間 EPA の運用・手続面でのさらなる改善に加え、AJCEP が日本企業にとって「使える」EPA になるよう、今後各国内及び各国間で運用・手続に関する作業が進むことが強く望まれる。EPA を活用する企業側では、こうした点も踏まえた上で、二国間 EPA や AJCEP をどのように活用することが自社の事業戦略に最も適しているかを見極める必要がある。

【参考文献】

経済産業省（2007）「日タイ経済連携協定」2007年4月

経済産業省通商政策局経済連携課（2007）「日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）について」2007年12月

同（2008）「日本製品をタイへ輸出される方へー日タイ経済連携協定（日タイ EPA）における『税率逆転』についてー」2008年2月21日

財務省関税局経済連携室（2007）「日・タイ経済連携協定について」2007年10月